

函館市DV被害者および困難な問題を抱える女性等支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護ならびに困難な問題を抱える女性に対する支援を適切かつ円滑に行うため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2第2項の規定に基づく協議会および困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第15条第1項の規定に基づく支援調整会議として、函館市DV被害者および困難な問題を抱える女性等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議をもって構成する。

2 支援調整会議の構成員は、DV被害者および困難な問題を抱える女性等への支援に関わる機関であって別表に掲げるものとする。

(代表者会議)

第3条 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DV被害者および困難な問題を抱える女性等への支援に必要な連携体制および支援内容等の協議
- (2) DV被害者および困難な問題を抱える女性等への支援に係る情報交換、啓発や相談窓口等の周知
- (3) DV防止法および困難女性支援法に基づく市町村基本計画の策定および進捗状況等についての構成員からの意見聴取
- (4) その他支援調整会議の目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとし、函館市子ども未来部長が招集し、主宰する。

3 函館市子ども未来部長に事故あるとき、または欠けたときは、函館市子ども未来部子育て支援課長がその職務を代理する。

4 代表者会議は、構成員の代表者をもって組織する。

5 代表者会議の開催および会議の資料は原則公開とする。ただし、函館市子ども未来部長が必要と認める場合には非公開とすることができる。

(実務者会議)

第4条 実務者会議は、実務者レベルでの情報共有、支援事例の共有、実務に即した専門知識の研修等に関する事項を所掌する。

2 実務者会議は、実務を担当するものとして各構成員の代表者が指名した者をもって組織する。

3 実務者会議は、必要に応じて開催することとし、函館市子ども未来部子育て支援課長が招集し、主宰する。

4 実務者会議の開催および会議の資料は、非公開とする。

(個別ケース検討会議)

第5条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 一時保護中や女性自立支援施設入所中のケースの状況把握と支援方針の検討
- (2) 今後一時保護や女性自立支援施設入所等を検討することが必要となるケースの状況把握と支援方針の検討
- 2 個別ケース検討会議は、会議開催の都度、実務者会議の構成員の中から、個別ケースの検討に必要な関係者をもって組織する。
- 3 個別ケース検討会議は、必要に応じて開催することとし、函館市子ども未来部子育て支援課長が招集し、その指名する者が主宰する。
- 4 第2条第2項に規定する構成員は、必要に応じて個別ケース検討会議の開催を函館市子ども未来部子育て支援課長に求めることができる。
- 5 個別ケース検討会議は、主宰者が必要があると認めるときは、会議に第2条第2項に規定する構成員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 6 函館市子ども未来部子育て支援課長は、個別ケース検討会議の出席者から関係資料の情報提供を求めることができる。
- 7 個別ケース検討会議の開催および会議の資料は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 支援調整会議の構成員および構成員であった者は、DV防止法第5条の3および困難女性支援法第15条第5項の規定により、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 支援調整会議の庶務は函館市子ども未来部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、函館市子ども未来部長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

函館市DV被害者および困難な問題を抱える女性等支援調整会議 構成機関

【国の機関】

	機 関 名
1	函館地方検察庁
2	函館地方法務局 人権擁護課
3	函館保護観察所
4	函館少年鑑別支所
5	函館公共職業安定所

【北海道の機関】

	機 関 名
6	函館方面本部 警務課
7	函館方面本部 生活安全課
8	函館方面本部 捜査課
9	函館中央警察署 生活安全課
10	函館西警察署 生活安全課
11	渡島総合振興局 保健環境部 社会福祉課
12	函館児童相談所

【函館市】

	機 関 名
13	市民部 市民・男女共同参画課
14	市民部 国保年金課
15	市民部 戸籍住民課
16	福祉事務所 地域包括ケア推進課
17	福祉事務所 高齢福祉課
18	福祉事務所 障がい保健福祉課
19	福祉事務所 生活支援総務課
20	福祉事務所 湯川福祉課
21	福祉事務所 亀田福祉課
22	都市建設部 住宅課
23	教育委員会 学校教育部 学校教育課
24	教育委員会 学校教育部 教育指導課
25	病院局 管理部 庶務課
26	子ども未来部 子どもサービス課
27	子ども未来部 子ども見守り・相談課
28	子ども未来部 母子保健課
29	子ども未来部 子育て支援課

【その他の団体】

	機 関 名	
	公益社団法人 函館市医師会	30
	一般社団法人 函館歯科医師会	31
	函館弁護士会	32
	社会福祉法人 函館市民生事業協会	33
	特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館	34
	函館YWCA・CAPグループ	35
	函館家庭生活カウンセラークラブ	36
	函館人権擁護委員連合会	37
	日本司法支援センター 函館地方事務所	38
	道南ジェンダー研究ネットワーク	39
	社会福祉法人 函館厚生院 児童家庭支援センターくるみ	40
	社会福祉法人 函館国の子寮 函館国の子寮	41
	社会福祉法人 函館聖パウロ会 さゆり園	42
	青少年自立援助ホーム ふくろうの家	43
	道南地区 私立幼稚園連合会	44
	函館保育協会	45
	函館市小学校長会	46
	函館市中学校長会	47
	函館市PTA連合会	48
	北海道高等学校長協会 道南支部	49
	函館市地域活動連絡協議会	50
	函館市女性保護の会	51
	その他 函館市子ども未来部長が指名する団体	

【支援調整会議の構成】

○代表者会議（構成機関の代表者）

函館市子ども未来部長が招集，主宰

○実務者会議（代表者が指定した実務担当者）

函館市子ども未来部子育て支援課長が招集，主宰

○個別ケース検討会議（ケース検討に必要な関係者）

函館市子ども未来部子育て支援課長が招集，その指名する者が主宰